第6回自殺対策官民連携協働会議議事録

第6回自殺対策官民連携協働会議議事次第

日 時:平成28年3月22日(火)14:30~16:20

場 所:中央合同庁舎第4号館1208特別会議室

1. 開 会

2. 議事

- (1) 委員からのご発言を踏まえた各府省の対応
- (2)報告事項
 - ・最近の自殺をめぐる状況について (平成27年度中における自殺の状況等)
 - ・平成27年度自殺対策強化月間について
 - ・自殺対策業務の移管の状況等について
 - 委員提出資料
- (3) その他
- 3. 閉 会

○樋口座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第6回「自殺対策官民連携協働会議」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず初めに、本日の出席者の状況につきまして事務局からお願いいたします。

○水本参事官 内閣府自殺対策推進室参事官を拝命いたしました水本と申します。どうぞ よろしくお願いいたします。

最初に、本日の出席の状況について御報告をさせていただきます。

本日は五十嵐委員、松本委員、南委員、本橋委員が御欠席でございます。

あわせて資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りした資料は、議事次第の後、 資料1として構成員名簿。

資料2として、各府省の対応状況。

資料3-1「平成27年中における自殺の状況」。

資料3-2「東日本大震災に関連する自殺者数(平成27年)」。

資料3-3は、付録と書いてあります数字の入った資料。

資料3-4「参考図表」。

資料4「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」。

資料5-1「平成27年度自殺対策強化月間について」。

資料5-2として、カラーのポスター1枚紙。

資料6といたしまして、予算案の概要。

参考資料といたしまして、前回の会議の議事録でございます。

それから、各委員からの資料ということで小澤委員、斎藤委員、清水委員、武井委員、 田中委員、中山委員、渡辺委員から資料をお出しいただいております。また、中山委員と 田中委員におかれましては追加の資料もございますので、御確認ください。

乱丁、落丁等ございますれば、お近くの事務方までお知らせください。

○樋口座長 よろしいでしょうか。資料等にもし不足がありましたら事務局にお知らせく ださい。

それでは、早速議事に移りたいと思います。議事(1)委員会からの御意見を踏まえた 各府省の対応について、事務局より説明をお願いいたします。

○水本参事官 それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。番号に沿って御説明をさせていただきます。

まず1番は清水委員からの御意見でございます。自殺者数に関する報道資料の公表に当たって、報道することによるリスクを理解した上で相談先の情報を併記する等を強い要望という形で働きかけたほうがいいのではないかという御意見でございます。

こちらに対するものでございますが、つい先日、公表したばかりでございますが、3月18日公表の「平成27年中における自殺の状況」の事前記者説明をした際に、WHOの手引、相談先の電話番号等の情報をあわせて資料として配付いたしまして、報道に当たっての配慮

を要望させていただいたところでございます。引き続きこういった報道発表等をする際に は、同様に情報提供等を行いたいと考えております。

続きまして2番は渡辺委員からの御意見でございます。自殺統計の原因・動機に鬱病あるいは統合失調症などが挙げられていますけれども、まず1つ目として、他殺の可能性がない限り医師に警察から照会が来ない中でどのように判断しているのか。鬱病にも双極性などいろいろなものがございますけれども、できる限り正確な病名を示すべきではないかというのが1点。

もう一点は、裁判において過重労働から鬱病になって自殺したと認定されてはいるが、 実際に医者にかかっていない場合は、統計上は鬱病による自殺となるのかという御意見で ございます。

こちらは警察庁からの回答でございます。警察においては、医師の診断がなければ鬱病、統合失調症を含む病気の悩み・影響として自殺統計に計上することはない。したがって、その可能性があると認められる場合には、医師に照会を行っている。ただし、死亡に近接した時期に発行された診断書がある場合には、医師への照会を行わないこともあるということでございます。

なお、警察においては、自殺の原因・動機が鬱病と認められる場合において、通常、その症状の詳細な区分までは確認していないことから、これらを自殺統計に反映することは 困難な現状であるという回答でございます。

続いて3番、杉本委員からの御意見でございます。遺族支援につきまして相談窓口あるいは手続等についてのいろいろなリーフレットがありますので、このような情報を全ての遺族に届くようにしてほしいという御意見でございます。

こちらは内閣府及び厚生労働省からの回答でございます。現状でございますが、地域自 殺対策強化交付金を活用いたしまして、自死遺族のための分かち合いの会等の実施等を行っていただいております。また、都道府県、指定都市に設置されている地域自殺予防情報 センターにおいて、地域における自死遺族等に対する支援を行っているところでございます。

今後でございますけれども、後ほど御説明させていただきますが、地域自殺対策強化交付金が平成28年度当初予算案に計上されておりますので、こちらで遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進を含めた自死遺族の支援を実施する予定でございます。また、地域自殺予防情報センターを地域自殺対策推進センターに改組し、全ての都道府県、指定都市への計画的な設置に向けて取り組むとともに、自死遺族への支援や市町村等の自殺対策を支援する体制や機能を強化する中で、遺族支援に関するリーフレットが必要な方に届くよう、さらなる支援体制の充実を図ってまいりたいという回答でございます。

4番目、こちらは清水委員、中山委員からいただいた御意見でございます。地域自殺対 策強化交付金における地方負担につきまして、若年層対策のみならず、地域の実情に応じ た対策を講じることができるようにしていただきたいという御意見でございます。こちら でございますが、地域自殺対策強化交付金は先ほど申し上げたとおり、平成28年度当初予算案に計上しております。この中では、もちろんまだ案の段階ですので予定ということでございますけれども、若年層対策のほか、強化モデル事業として地域の実情、特性に応じた自殺対策事業のうち、当該自治体で自殺対策の強化に特に効果があり、重点的に取り組むものとして、4月1日以降は厚生労働省が認める事業について補助する方向で検討中でございます。今後とも地域自殺対策は非常に重要な課題でございますので、その交付金の運用に当たっては実情に応じた事業が実施できるよう配慮してまいりたいと考えております。

最後に5番目、こちらも中山委員からの御意見でございます。自治体に自殺対策についての計画を策定することを法的に義務づけていただきたいという御意見でございます。こちらはまた清水委員からも御説明いただけるのかなと思いますけれども、地方公共団体に対して自殺対策に関する計画の策定を義務づける自殺対策基本法の改正案が議員立法において検討されていると書いておりますが、つい先ほど、1時間ほど前でございますが、衆議院の本会議において可決、成立いたしました。この法律は4月1日施行と承知しておりますので、それを踏まえた対応となるかと考えております。

御説明は以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございました。

ただいま委員からの御意見を踏まえた各府省の対応ということで説明をいただきましたが、委員の皆さんの中からはほかに補足等はございませんでしょうか。

それでは、委員からの御意見を踏まえた、ただいまの各府省の対応に関しての御質問、 御意見がございましたらお願いいたしたいと思います。

前回、質問をされた委員の方々で、特にこの回答に対して御意見等々はございませんで しょうか。中山委員、どうぞ。

- ○中山委員 あるのですけれども、次の意見のときに同じようなことを言わせていただくので。
- ○樋口座長 提出された資料に基づいてということですか。
- ○中山委員はい。そのときに言わせていただいたらよろしいですね。
- ○樋口座長では、そのときにまとめてお願いいたします。

ほかにはよろしゅうございますか。それでは、次の議題に入りたいと思います。次の議題は報告事項でございまして、政府側から3点あるということでございます。これをまとめて3点、説明していただいて、その後に委員の皆様からこれに関する御質問あるいは御意見についてまとめて伺いたいと思います。

まず、最近の自殺をめぐる状況についてということで、事務局より御説明をお願いします。

○水本参事官 それでは、資料3以下に基づいて御説明をさせていただきます。

最初に資料3-1「平成27年中における自殺の状況」について御報告をさせていただき

ます。

資料3-1を何枚かおめくりいただきまして、4ページから5ページのあたりをごらんください。こちらは先ほど申し上げましたように、先週金曜日、3月18日に記者公表したものでございまして、報道にもなっておりますのでごらんいただいておるかもしれませんけれども、改めて御報告をさせていただきます。

まず警察の統計における平成27年の自殺者の総数ですが、表 1 の一番左上にありますとおり 2 万4,025人となっております。平成26年と比べまして1,402人、率にして5.5%の減となっております。男女別では男性が 1 万6,681人、女性が7,344人となっております。

続きまして表 2、年齢階級別の自殺者数でございます。平成27年の年齢階級別自殺者数はごらんのとおりとなっておりまして、最も階級別で多いのが40歳代の4,069人。以下、50歳代、60歳代が4,000人弱となっております。ちなみにということで、60歳以上の御高齢の方の人数が9,883人で全体の4割強、一方、39歳までのいわゆる若年層の方でございますが、こちらが5,993人ということで全体の4分の1弱となっております。

続きまして表3、職業別でございます。職業別で最も多いのは無職者で1万4,322人、6割弱となっております。以下、被雇用者・勤め人自営業・家族従業者、学生・生徒等の順となってございます。

5ページに移らせていただきまして表 4、原因・動機別の自殺者数でございます。平成 27年の自殺者のうち、原因・動機が特定された 1 万8,000人弱の方の内訳でございますけれ ども、最も多いのが健康問題で 1 万2,145人、以下、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題 の順となってございます。

6ページ以下はその細かい内訳でございますので、適宜ごらんいただければと思います。 続きまして資料3-2、東日本大震災に関連する自殺者数でございます。字が小さくて 恐縮でございますけれども、平成27年における東日本大震災に関連する自殺者数は23人。 男性が13人、女性が10人となっております。年齢別では最も多いが70歳代で7人。以下、 60歳代5人などとなっております。

続いて職業別でございますが、年金・雇用保険等生活者が10名で最も多く、以下、その他の無職者となっております。原因・動機別では健康問題が13名、家庭問題が6名などとなっております。都道府県別では岩手県が3名、宮城県が1名、福島県が19名となってございます。

資料3-3は細かい分析結果でございますので、必要に応じ、御参照いただければと思います。

資料3-4は参考図表となっているものの1枚だけおめくりください。経年の推移でございます。これもよく皆様御承知のことと思いますけれども、我が国の自殺者数は平成10年に急増いたしまして3万人を超えた。その後、高どまり状況が続いておったわけでございますが、近年減少傾向にございます。先ほど申し上げたとおり、平成27年の自殺者数は2万4,025人ということで、18年ぶりに2万5,000人を下回ったということになります。18

年ぶりというのは、まさに急増前の平成9年以来ということでございます。

以上が資料3の説明でございます。

続いて資料4でございます。これが直近の月別の自殺者の統計でございます。現在、2月の速報値まで出ておりまして、赤い実線で書いておるのが本年の月別の自殺者数でございます。ごらんいただけばわかりますとおり、1月、2月とも前年同月を比べて減少をしているということでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございました。

それでは、次の報告事項でございますが、27年度自殺対策強化月間についてお願いいた します。

○水本参事官 続きまして、資料5に基づきまして御説明をさせていただきます。こちらも皆様よく御存じのとおり、3月、まさに今月でございますが、自殺対策強化月間となっております。

実施事項でございますが、まず全国一斉相談ということで、地方公共団体あるいは民間団体における期間中の相談を実施いたしております。それに対しては日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本臨床心理士会等、関係団体にも御協力をお願いしておるところでございます。あわせまして全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルということで、0570で始まるこちらの番号での電話相談を実施いたしております。

2番目として普及啓発でございます。こちらも例年どおり支援情報検索サイトというものにおきまして、各自治体、関係団体等の相談会等の情報を登録いたしまして、検索できるようにいたしております。また、インターネットの広報ということでバナー広告、検索連動広告、さらにYahoo! Japanに特別企画ページを立ち上げているところでございます。

ことしの特別企画ページでございますが、とりわけ若年層をメーンターゲットにしたい ということでございまして、動画でありますとか漫画などを通じた、特に若者の方への訴 求を考えたページになってございます。

1ページおめくりいただきまして、これも例年どおりポスターを作製いたしております。 そのポスター自体については資料5-2に載せていただいております。下に書いてありますとおり、健康相談統一ダイヤル、よりそいホットラインの番号をあわせて掲示いたしておりまして、こちらを関係府省、地方公共団体、関係団体等にお配りして掲示いただいております。そのほか協賛団体等への呼びかけも行っております。

政府広報としてはラジオ番組、新聞突き出し広告を実施する予定でございます。

そのほか関係省庁、関係団体にも御協力をいただいてさまざまな取り組みをいただいて おりますが、こちらは適宜御参照をいただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございました。

もう一点、3点目でございます。自殺対策業務の移管の状況等について、平成28年度予

算案の状況について事務局、及び厚生労働省から移管後の体制等について御説明をお願い したいと思います。

〇水本参事官 まず内閣府から御説明をさせていただきます。資料6をごらんください。 こちらが内閣府における平成28年度予算案の概要で、前回の会議のときには要求ベースの ものを示しておったかと思いますが、こちらが政府予算案ベースのものでございます。ご らんいただければわかりますとおり、調査研究、人材育成、理解促進などの経費に加えま して、地域自殺対策交付金のお金でございます。これまで補正予算で措置してきたもので ございますけれども、今回からは当初予算に計上するということで25億円が新規で計上さ れております。

なお、右肩に書いておりますとおり、要求は内閣府で行っておりますが、4月1日から 業務移管が行われますので、実際に予算を使うのは厚生労働省となります。

内閣府からは以上でございます。

- ○樋口座長 続きまして厚生労働省から報告はございますでしょうか。
- ○水本参事官 厚生労働省さんは遅れているということなので、後ほど御説明させていた だきます。
- ○樋口座長 それでは、報告事項として3点ございましたが、これまでの報告に関しまして委員の皆様から御質問あるいは御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

今回の27年度の自殺者数は2万5,000を下回る。これは本当に平成10年に急増する前の年にほぼ近い数になったということで、大変すばらしいことだと思うのですが、逆に言えばまだまだということであって、平成10年以前のところも国際的に見ても既に相当高い数値であることには間違いないのです。そういう意味で一方では大変喜ぶと同時に、さらなる対策、対応というものがまだまだ必要なのだろうと私は実感いたしておりますけれども、いかがでございましょうか。どうぞ。

○髙松委員 連合の髙松でございます。

私たち連合は雇用に関わっているものですので、水本参事官がご存じであれば教えていただきたいと思う点があります。厚生労働省ではこれまで雇用関係では、特に若者あるいは高齢者、障害者に対して取り組みを進めてきたのですけれども、今、労働組合側としては就職氷河期世代、特に就職超氷河期と言われる2000年、2001年ぐらいに社会に出られた方を中心とした年代の法的なフォローも含めて、これから重点的に取り組んでいかなければならないと思っております。

そういう中で最初の資料を拝見すると、やはり40代の自殺者が相変わらず17%ぐらいの高い構成比を占めています。この層については我々が今後重点的な取り組みが必要だと言っている超就職氷河期世代、特にニート、フリーターと言われる人たちの問題があるのかと思うのですけれども、自殺者についてそのような傾向とか特徴があれば何か教えていただけないかと思います。よろしくお願いします。

○水本参事官 年代別ということでいきますと、引き続き中高年齢層のほうが高いということではあるのですが、資料3-4「参考図表」の6ページをごらんいただければと思います。こちらが年齢階級別の自殺死亡率の年次推移でございまして、こちらで見ると大体一目瞭然かと思うのですが、一番多いのは50代の方とか60代と中高年齢層のほうが高いのでございますが、かつては、ほんの数年前までは年齢階級別の格差が非常に大きかった。つまり中高年齢層の方の自殺率がすごく高かったという状況でございますが、そちらのほうがどんどん下がってきている。一方、若年層の20代、30代の方というのはもちろん下がってきております。足元27年間は大分下がってはいるのですが、全体として中高年齢層に比べて減少率が低いということがございまして、年齢階級別の自殺死亡率の差が縮んできているような状態にございます。

したがって、中高年齢層の方ももちろん大事なのですが、あわせてなかなか下がってこない若年層の自殺対策も非常に大事だと思っておりまして、それにはもちろん若年層と一言で申し上げましても学生の方もいらっしゃいますし、お話にあったようなお仕事をされている方もいれば、ニート、フリーターのような方もいらっしゃるということで、それぞれきめ細かな対策が必要なのかなと考えております。先ほど申し上げたように、自殺対策強化月間も若年層に力を入れているところでございます。

- ○樋口座長 どうぞ。
- ○高橋委員 この会議で、これまでも何回か出てきたと思うのですけれども、昨年の統計を見ると無職者が自殺者の59.6%になっています。無職と言っても最近職を失ったのか、あるいは長期にわたって職を得ていないのかというのはかなり大きな問題になってくるのですが、それをぜひ分けてほしいという議論はよくあったのですけれども、これは難しいことなのでしょうか。例えばこの1年で職を失っているか、あるいは職を失ったのはもっと前なのかというだけの非常に単純な二分割でも随分情報量はふえると思うのですけれども。
- ○樋口座長 いかがでしょうか。
- ○水本参事官 御意見ありがとうございます。

こちらは御承知のとおり警察の資料ということですので、なかなか現場の警察のほうで無職になって何年というところまで調べるのは難しいのかなと思っておりますけれども、御意見として賜らせていただければと思います。

- ○樋口座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。
- ○向笠委員 27年における自殺の状況、資料3-1の5ページの原因・動機特定のところとで、学校問題のみプラス3.2になっております。上のページの4ページでは無職のところ、学生・生徒数の増減率はマイナス4.5です。ここの中身はプラスになっています。私は毎回申し上げているのですが、年齢枠の年齢が19歳以下なので、義務教育から高校、大学の年齢の子供さんたちが入っているので、中の内訳を出してほしいと、一度出していただきましたけれども、ここの中身はどのような意味があるか、次から御説明いただけますか。

- ○樋口座長 どうぞ。
- ○水本参事官 細かい内訳につきましては説明を割愛させていただきましたけれども、付録 1 となっております資料 3 3 におつけいたしております。御質問のありました学校問題の細かい内訳でございますけれども、年代別ということでございますと 3 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ こちらをごらんいただきますとおり、進路の悩みとか学業不振といったものが多くなっているということでございます。

また、学生という内訳で申し上げますと、こちらは17ページの真ん中にございまして、 大学生とかになると進路の悩みとか学業不振が多いということでございます。高校生など だとあわせて入試の悩みなども多いという傾向が出ているということでございます。

- ○向笠委員 どうもありがとうございます。
- ○樋口座長 そのほかいかがでしょうか。

では、厚労省の方がお着きになりましたので、先ほど報告事項として説明をいただいたところでございますが、移管後の体制等についてということでお願いしたいと思います。 〇厚生労働省 厚生労働省の精神・障害保健課長でございます。おくれて申しわけございませんでした。

お手元の資料6をごらんいただきたいと思います。

1 枚目は内閣府の予算でございますが、これは28年度予算案として全額厚生労働省予算 に計上するということでございます。

1 枚めくっていただきまして、自殺対策関連予算案がございます。冒頭に地域自殺対策 強化交付金で25億円ほど計上しておりまして、地域の実情に応じた自殺対策を行う地方公 共団体等に対する支援を行うということでございます。

その下、自殺総合対策推進センターというものがございますけれども、これは国立精神・神経医療研究センターに現在、予防対策推進センターという形で設置をされておりますが、名称を変えまして、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供、民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化するという形でございます。そのための予算を計上しております。

地域自殺対策推進センターは、都道府県や指定都市にこういったセンターを設けるものでございまして、市町村等を支援する体制を強化するものでございます。その2つ予算がございますが、こういった民間団体の支援あるいは自殺未遂者の再企図の防止も予算として計上しております。

そして業務移管後ですけれども、ことし4月から自殺対策は内閣府から厚生労働省に移管されるわけでございますが、厚生労働省に大臣官房参事官自殺対策担当を、内閣府からの振りかえによりまして設置をいたします。専任の参事官になる予定でございまして、組織につきましても、人員の体制につきましても、内閣府からそのまま引き継ぐというような形になります。

また、省内の横断的な推進体制といたしまして、厚生労働省として一元的な指揮のもと

で施策を進められるように、省内に自殺対策推進本部を設置することを今、検討しておりまして、4月1日からこのような形で省庁を挙げて自殺対策に取り組むという体制を考えているところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございました。

それでは、引き続きこの3つの報告事項に関しまして何か御意見、御質問がございましたらいただきたいと思います。

渡辺委員、どうぞ。

- ○渡辺委員 おくれて来ましたので、私が前回質問していたところの回答で、ひょっとしたら重なることになるかもしれませんが、教えていただきたいのですけれども、先ほども出ていました資料3-1の原因・動機別のところですが、健康問題という中で体による悩みというものがございます。この体による悩み、身体の病気による悩みというのは、どうやって特定していることになるのでしょうか。
- ○樋口座長 お願いします。
- ○水本参事官 お答えいたします。

資料2にも書かせていただいておりますけれども、こちらは当然、警察のほうの統計ですので、現場の警察官の御判断ということでございますけれども、資料に書いてありますとおり、鬱病とか統合失調症も含む病気の悩みなどで統計するときには、照会をして医師の診断に基づいてやるというのが原則である。ただし、死亡に近接した時期に発行された診断書がある場合は、医師への照会を行わない場合があるということでございます。

それ以上のものにつきましては、警察においても基本的にそこまで一つ一つ確認していないということですので、それ以上、統計資料に反映するのは難しいとお答えいただいております。

- ○渡辺委員 ということは、資料3-3の1枚目、健康問題の中の内訳ですが、病気の悩み(身体の病気)ということは、これは遺書とか家族の人の証言によって判断していると理解していいということでしょうか。
- ○水本参事官 関係者のお話なども総合的に判断して、記載しているということでございます。
- ○渡辺委員 先ほどの鬱病、統合失調症に関しては、医師に確認しているということです ね。ということは、他殺のおそれがないときでも鬱病、統合失調症、精神科に受診してい るときには確認しているというお答えになるのでしょうか。
- ○水本参事官 精神疾患についてはこちらに書いておりますとおり、医師のほうに確認を したもののみが原則である。ただ、身体の病気の場合には、必ずしもそこまでやっていな い場合もあるということでございます。
- ○渡辺委員 もう一度確認ですけれども、精神疾患の場合には精神科に通っているという 事実がわかれば、精神科の主治医に確認しているということになるのでしょうか。

- ○水本参事官 御回答させていただいているとおりでございまして、鬱病等による自殺の可能性があると認められる場合には、お医者さんに照会を行っている。ただし、死亡に近接した時期に発行した診断書がある場合には、そういうことをやらない場合もあるということでございます。
- ○渡辺委員 わかりました。ただ、我々の経験上、他殺の疑いがあるというとき以外に問い合わせが来たという経験がほとんどありませんので、今の御回答が実感として理解しにくいところでございますので、できれば確認いただければと思います。
- ○樋口座長 どうぞ。
- ○宮野委員 今の健康問題のところでの関連なのですけれども、病気の悩みと影響、2ページ目の薬物の乱用というところは、具体的にはどのような。例えば過量服薬などの問題が含まれているということでしょうか。
- ○水本参事官 過量服薬については、こちらの薬物乱用には入っていないということでございまして、実際に過量服薬に至ったいろいろな原因などに基づいて、どこかに計上されているということだと思います。
- ○樋口座長 よろしいでしょうか。 坂元委員、どうぞ。
- ○坂元委員 1点お聞きしたいのが、資料3-2です。東日本大震災に関連する自殺者数で、この3枚目のその他の(2)に、本件とは別に自殺分析班による月別の集計・分析において原票の「生前の居住地の市町村」に基づき、被災地(災害救助法適用市町村)の集計を行うと書いてあるのですが、これは東北被災3県に限っているのでしょうか。例えば東日本大震災のときには東京23区も災害救助法が適用されているが、東京はたしか47区市町村が指定されていると思います。この原票というのは、とにかく災害救助法で指定されたところに居住地があったら全部含めているのか、それともこれは東北被災3県に限ってのことなのでしょうか。そうすると被災3県は全市町村が災害救助法で適用されていると思うのですけれども、これはどういう分析か教えていただきたい。
- ○水本参事官 こちらは23年6月の段階のものでございまして、この当時、内閣府の中の経済社会総合研究所というところに自殺分析のチームが置かれていて、清水委員などもお入りいただいていたものなのですけれども、この分析は現在、その機能が自殺対策推進室に統合されておりますので、適宜必要に応じて自殺対策推進室でこのような資料を出しているというものでございまして、今これについてのダイレクトな集計が何かあるということではございません。
- ○坂元委員 そうではなくて、この分析において被災地というのは災害救助法適用市町村となっているのですけれども、これがどこまで含まれるか。つまり東日本のときに災害救助法の適用市町村だったところはすごい数があると思うのです。そうするとこれは被災3県を含めているのか、例えば茨城県の中にもあったし、千葉県の中にもあって、東京は23区が全部災害救助法の指定を受けているので、この調査というのは調査地域の範囲がどこ

までかということを知りたいという質問なのです。

○水本参事官 この統計自体は県別のところに、(1)の定義のところにございますように、5つの要件いずれかを満たすものについては、東日本大震災に関連する自殺として計上するというものでございますので、いずれか、遺体の発見地が避難所等であるもの、それから、自殺者が避難所または仮設住宅に居住していたものであることが判明したもの、自殺者が被災地から避難してきたこと。その被災地というのはここに書いてありますとおり、原発事故の避難区域等も含むということでございますが、それが判明したもの。それから、ここが少し微妙なところなのですが、自殺者の住居、職場等が地震または津波により甚大な被害を受けたことが判明したこと。その他、原因・動機が震災関連によることがわかったといういずれかに当たるということでございますので、現住所がどうとか、被災3県に限るという形でカウントしているものではございません。

- ○坂元委員 わざわざ本件とは別にと書いてあるので、何か特別な調査をやっているのかなと思って質問しただけです。
- ○樋口座長 そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいまの3点の報告に関しての質疑は、これまでとさせていただきまして、 この後は委員の皆様から提出していただきました資料についての説明を順次していただき たいと思います。

では小澤委員からお願いしたいと思います。

○小澤委員 日本司法書士会連合会、常任理事の小澤といいます。よろしくお願いします。 私からは3点でございます。

1ページめくっていただきますと、これは司法書士白書と申しまして、毎年1回、司法書士の取り組みなどを紹介する出版物を出しております。その中で、自死問題に関してどのような活動をしているかということの報告でございます。お読みいただければと思います。

あと2点、今年度の自殺予防学会での発表をしていただく部員の発表内容に関する資料 をつけておきました。

1つ目が、自殺未遂者支援における医療と司法の連携と今後の可能性ということで、神奈川県司法書士会の清水会員が発表するものです。細かくは、見ておいていただければと思うのですけれども、先ほど平成27年の自殺者数が大分減っているという話だったと思いますが、私の実感としてはまだまだ多いなと思っています。実はつい先日も私、事務所で遺族の方からの御相談を実際に受けておりまして、そのほか、周りの司法書士に聞いてもそういう司法書士が多いものですから、まだまだ多いなという実感があります。

我々司法書士としては、常に現場で医療の関係者あるいはそのほかの関連機関との連携で、予防とその後の対応ということでやっております。特に1つ目の報告書のポイントとしては、ベッドサイド法律相談事業というものを神奈川県司法書士会でやっておりまして、連携する医療機関だけではなくて、県内各所の転院先、医療施設において司法書士が初期

の段階で出向いて相談を受けるという事業をやっております。これは神奈川県司法書士会だけではなくて福岡県司法書士会などでも既に実施しておりまして、学会などで発表させていただいているところであります。もちろんこれは初期対応できる司法書士の養成が極めて重要なところでありまして、そういったことも当然、会でフォローしているわけですが、ここにも書いてありますように、顔の見えるおつき合いということを関係団体とさせていただいている。これが一番重要なことなのではないかということでございます。このレジュメにも医療と司法との連携ということが何カ所でも書かれております。

また、最後に課題ということで、総合的なコーディネーターとしての人材配置ということがうたわれておりますけれども、司法書士が場合によってはコーディネーターの役割を支えるということもありましょうし、別に司法書士でなければいけないということはもちろんございません。司法書士はそういう精神保健福祉分野の専門家ではございませんので、その中のチームの一員として力になれればということでございます。

2つ目の木下委員の発表についても、基本的な理念としてはそのようなことで、木下委員が経験した事例の中から考えることを発表していただいているということでございます。また、今、日本司法書士会連合会ではこういった実際の事例に基づいて、こういうケースではこういう形での連携で解決したということの報告会を継続してやっておりまして、それを何らかの形でまとめることができれば、今後の対策に寄与できるのではないかという考えでやっております。

とりあえず私からは以上であります。

○樋口座長 ありがとうございました。 続きまして、斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 2つだけチラシを添付いたしましたが、5月半ばに初めて日本で国際自殺予防学会を開催することになりまして、かなりな数の国の内外からの参加者を期待したのでありますけれども、海外からはまだ50名足らず、日本人の参加も恐らく百数十名、200名に満たないかなということで、少しがっかりしております。ただ、最終日、これは40年来、自殺予防学会と日本いのちの電話連盟の共催の自殺予防シンポジウムをいたしておりまして、これだけはいのちの電話の相談員の参加がありますから、ぜひ1,000名以上の参加を期待し、また、可能であろうと考えております。

会場も京橋にあるコンベンションセンターを予約しまして、これは最高の場所で数千万の経費がかかるところなのですけれども、これが支払えるかどうかちょっと不安なのですが、ただ、お金だけは何とか集まっておりまして、これから頑張ろうと思っております。 そのような状況でありまして、皆さんの御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

- ○樋口座長 ありがとうございました。
 続きまして、清水委員、お願いいたします。
- ○清水委員 ライフリンクの清水です。

私からは大きく3点、御報告させていただきたいと思っております。

1点目が先ほど内閣府の参事官からも御説明がありましたとおり、自殺対策基本法の一部を改正する法律案が、つい先ほどの衆議院の本会議でもって可決、成立したということで、その「法律案の概要」と「新旧対照表」に関してです。これは現行と改正案となっておりますが、今この時点においては改正案というものが現行、施行が4月1日ですから正式にはあれてすが、現行というものが改正前の法律となるわけです。

資料としてはもうひとつ、「改正に係る経緯」というものも添付させていただきました。これは報道等も繰り返しされていますので、既に皆さん御承知のことと思いますので、中身についての詳しい説明は割愛させていただきます。ただ、これがどのようにしてできてきたかという経緯に関しては、一言御説明を申し上げたいと思うのですけれども、2012年に日本の年間の自殺者数が15年ぶりに3万人を下回った。この年間の自殺者数が減少しているということは大いに評価できるわけですが、ただ、その一方で依然として自殺率、諸外国と比べれば日本は非常に高い。ただ、社会的には3万人を下回ったからそろそろいいのではないかというようなメディアも含めて、自殺対策に対しての関心が少し薄れてきたような危機感を2012年以降覚えていました。

もしこのまま危機感がより薄れていって、しかし、自殺の深刻な現状が続いていくとなれば、これはまたいずれ1998年に急増したようなことが再び起きかねない。というのも、対策がまだ十分でない中で、今なだらかに減少している。これはもっと確実なものに減少していかなければならない。対策をより強固なものにしていかなければならないだろうということで、2、3年前からこの大改革を進めるべきだろうということで、「自殺のない社会づくり市区町村会」、これは中山市長が中心になっていらっしゃるものですが、あとは自殺対策に取り組む民間団体と、関係者の皆さんにお声をおかけしながら、どういうことができるのかという協議をしてきた中で、やるのであれば、では基本法の大改正を含めた政府の推進体制の抜本的強化、こうしたものもあわせてやっていこうではないかという議論の中で、この改正案がつくられてきたという背景があります。

ですので、この改正案が4月1日から施行されて、これも完璧ではもちろんないですし、不十分な点は多々あるわけですけれども、こうした改正、自殺対策基本法を使い倒して、それでまたいずれの段階かでこの改正、基本法を強化していくといったような、基本法を武器として改正し続ける。そうした作業が今後もしていけたらいいのではないかと、これまでの経緯も踏まえて実感しているところです。

2点目は、これは過ぎてしまったというか、終わってしまったことなので余り触れませんが、3連休の初日、3月19日に緊急検証ということで、自殺対策基本法の改正で何が変わるかをテーマにした、「日本自殺総合学会フォーラム2016」を開催しました。やはり市町村の方々、都道府県の方々、あとは地方議員の方々の関心が非常に高く、3月に入ってから告知を始めたにもかかわらず、当日250人を超える方に御参加いただいたということであります。やはりこの改正、基本法に対しての関心が非常に高いのだなということを、こ

のフォーラムを通して実感しました。

最後、3点目。カラーのチラシを配付させていただいております。いのち支える映画祭 ということで、これはライフリンクの社会人ボランティアが中心になって企画しているも のになります。

自殺対策を進めていく上では、いろいろな方たちの関与が必要。あるいはいろいろな方たちに関心を持っていただく必要があるだろうということで、実務的な自殺対策を直球で投げるよりも、音楽とか映画とか、そうした文化や芸能を通してこの自殺の問題を考えていただく機会もこれからふやしていく必要があるのだろうなという思いで、『樹の海』という、これは樹海をテーマにした、自殺をめぐる幾つかの物語から構成されている映画なのですけれども、その映画と、『happyーしあわせを探すあなたへ』ということで、この中では過労で亡くなった方の遺族のインタビュー等も取り上げられているのですが、一体、何が幸せなのだろうという経済的な豊かさと心の豊かさ、こうしたものを科学的な分析も海外では非常に進んでいるみたいなので、そうしたもの等を取材したドキュメンタリー映画なのですけれども、この2本を上映するということで今週の土曜日に企画しているところです。残念ながら人の集まりが、まだ席が大分余っておりますので、一般の方は2,000円ということで、もし御関心がある方がいらっしゃったら、お声がけいただければすぐにチケットを送らせていただこうと思っています。

以上です。

- ○樋口座長 ありがとうございました。続きまして武井委員、お願いいたします。
- ○武井委員 日弁連から御報告をいたします。

資料の本体の1枚目をごらんください。2番のところでこの間の取り組みを若干書きましたが、2015年、去年11月14日に第3回全国自殺対策ネットワークづくりに関する全国協議会を開催しました。これは日弁連でまとめた日弁連としての活動の報告や、あるいは全国の弁護士会からアンケートをとったその報告とか、あるいは協働会議の様子などを含めて私がこの間の動きを報告したりしたのですが、同時に各弁護士会からいろいろな工夫をしたこととか試みをしたこと、努力したこと、悩んだことなどを率直に報告してもらいました。

去年はこのような報告書、実はことしのものはつい最近できたのですが、去年はこれを皆さんにお配りしたのですが、ことしは内部だけでやりまして、例えば各自治体とかいろいるなところとの関係での悩みとかも率直に書かれているので、お配りできないのが残念なのですが、このようなものをつくって全国の弁護士会に配付して役立ててもらう。結構私なんかも聞いてみて、ここではこういうことをやっているのかといろいろなアイデアをもって新しいことにどんどん取り組んでいるところもあるので、こういうことを通じて自分たちにもできるのではないかということで広めていきたいと思っています。

次に、全国一斉暮らしとこころの総合相談ですが、これは先ほどの資料にもありました

が、めくっていただいて2枚目に実施の一覧表、3枚目にポスターがついていまして、ここにあるようにことしも41弁護士会でやっています。ただ、見ていただくとやっていないところでも、ほかの企画でやるというところもあったりするので、必ずしもやっていないところが取り組んでいないというわけではないことに御留意いただきたいと思います。

数的には昨年の前回御報告したときまではかなり減ってきて、決して相談、悩みが減っているわけではないだろうから、やり方が問題なのではないかという話をさせていただいたのですが、去年9月は若干相談件数がふえたりしています。ただ、心理士の方とかいろいろな協力者の方の参加を得ているところはまだ20ぐらいしかないので、臨床心理士や精神保健福祉士らの専門家の方々との協力連携をどうつくっていくかというのは、各会で悩んでいるところであります。

日弁連としても、これは対策をとろうということで補助金を出すことにして、来ていた だいた専門家には日弁連の補助金でお礼をすることもやっております。

このような各地の交流を強めるために、今度は各地の2名ぐらいの代表者を登録して、 メーリングリストを設置して日弁連からの情報を提供すると同時に、各会からお互いの情報 交換をする、あるいは意見交換もすることが予定されております。

また、弁護士のメンタルヘルスの問題ですが、これは実はきょうの資料3-3の4ページの一番上を見ると、右から2つ目が弁護士なのです。弁護士が10人で全員男子です。これは弁護士に男子が多いからかもしれませんが、全員男子でいろいろ、理由はそれぞれだと思うのですが、やはり例年10人ぐらい亡くなっている、自死しているという状況があって、それは変わらないということなので、対策を強化していく必要があるのでなはいかと思うのですが、全国の統一の相談窓口は去年10月に発足しまして、あと、前回ちょっと御紹介した弁護士のためのメンタルヘルスガイダンスブックも配っております。

私が所属している横浜弁護士会でも、この間、2回研修会をやりましたけれども、研修等も非常に行われるようになって、弁護士自身の意識の仕方も変わってきている。研修としては従来はどちらかというと専門家としてメンタルの悩みを抱えた方にどう相談するかというのがメーンだったのですけれども、最近は弁護士自身のメンタルも含めて研修を行っているところがほとんどです。メンタルの悩みを抱えている方に寄り添えば寄り添うほど同化するというか、要するに弁護士自身のメンタルにもかなりリスクが生じる可能性があるので、そういうことも含めた研修を行っています。

最後に、弁護士会が行政と多く協力して補助金をいただいたりして、あるいは行政の予算での事業に関与したりしてやっているのですが、ただ、幾つかの弁護士会から、自治体から弁護士会への自殺対策予算とか、予算が減ったり、あるいは補助率が減ったりということが非常に懸念されていました。

ちなみに神奈川だとこのように、今年は維持ですけれども、前から見るとどんどん減って3分の1以下になっているという状況があります。この会議の様子も報告して、内閣府あるいは厚労省は重点的にめり張りをつけるというか、重点的に取り組んでいるという御

説明だということを話したのですが、しかし、かといって例えば今回はどうも若年者以外でも独自のものには賛成するというお話だったのですが、それが具体的にどういうものなのか非常に興味があるのですが、実際に今やっている事業に対する補助率が減ったり、そういう現実があって、各弁護士会とも自治体が悪いわけではなくて、自治体と一緒に弁護士会も悩んでいるという状況です。ぜひこの辺については先ほどの予算のことをできるだけ早目にお知らせいただければと思います。

以上です。

- ○樋口座長 ありがとうございました。 続きまして、田中委員、お願いいたします。
- ○田中委員 全国自死遺族連絡会の田中でございます。

先に配付したものと、あとは追加提出のきょう配付させていただいた分があります。 先に配付した分については、連絡会が4月に一般社団法人として登録予定で完成する。 そして、私たちは自死遺族支援の心のケアだけではなくて、総合支援をずっと求めてきま したので、そこになぜ総合支援が必要なのか、どのような問題があるのかということをず っと書かせていただきました。賠償金請求の問題とか、そういうことを書かせていただき ました。

そして、全国自死遺族連絡会はどのようなことをやって、どのような組織なのだろうと 余りおわかりにならない方がいらっしゃるのかなと思ったので、会員がこのように活動し ていますよということを資料として提出させていただきました。その後に追加資料として、 一番最初がみやぎの萩ネットワークというものを私は宮城県なので宮城県ではやっており ます。それについてはここに書かれてあるとおり、専門家のネットワーク、顔の見えるネットワークで内閣府のつなげるリレーのところにも掲載させていただいたりしました。そ して冊子になっているものがありますけれども、これは印刷屋さんに頼んでいるものがまだ上がってこなくて、自分で手づくりしてきました。これについては顔の見える関係で、 これをゲートキーパー養成しなくても、各相談を交番、宮城県は宮城県警生活安全企画課 というところに全面協力していただいて、この冊子とチラシ、ポスターなども宮城県内の 交番に全部配付していただくということです。

交番なんかはDVとかいろいろなことがあって相談窓口を与え、交番のお巡りさんというのは大変そういう相談が多くあるところなのですけれども、そのときにも項番のお巡りさんが直接相談を受けなくても、この冊子を見てつなげていただければいい。24時間体制でやっていまして、総合支援です。相談者が自分の悩み、苦しみがどこの相談、誰に相談すればいいのかということを考えなくてもいい。とりあえず悩みを相談していただければ、そのまま私たちが一応個人情報を抜きにしてメーリングリストで流して、それぞれの専門家がこれは私です。これは私がやりますということで判断して、専門家が判断してつながっていくという形にしております。そして、ここに会員のほかにサポーターという役割を置いていまして、サポーターは民生委員さんだったり、遺族だったり、私はそれぞれ協力

したいというところを全部サポーターとして置くことでやっております。これをしていくとほんの一部、予防とか支援の一部だと思いますけれども、できるだけ細やかに宮城県内全域に行き渡るようにということで、宮城県の各自治体は、一部は全戸配布になっております。チラシは全戸配布ということでやっていただいて、そして、みやぎ心のケアセンターも協力していただいて、被災者に行き渡るようにということで沿岸部、仮設住宅、復興住宅などにも配布していただいております。

そして、最も私たち全国自死遺族連絡会、自死遺族として懸念するところは、今回、来年度、厚生労働省に所轄が移るということですが、地域何とかセンターというものが立ち上がると思うのです。県の精神保健福祉センターなどに多分設置されるのではないかと思っているのですけれども、その際に遺族に情報を伝えるという名目のもとに、警察等から遺族の個人情報をこれ以上流さないようにしていただきたいと思っております。遺族支援をするからという名のもとに、遺族の個人情報を流すことは許されないことだと私たちは思っております。別に犯罪者ではありませんので、個人情報を把握してまで資料とか届けていっていただかなくても結構ですし、遺族支援をきちんととか、隅々まで行き渡らせるにはさまざまな手法でやればいいと思うのです。私たち宮城県の場合は全部ホームページに掲載してもらっています。さまざまなところで新聞、地方の広報、何とか便りってありますね。仙台市だよりとかそういうものがありますけれども、そういうものにも定期的に掲載していただくということでやっています。

そして、相談機関の窓口一覧のところに、必ずそこも載せていただくということで、そ れは別に1つの段階ではなく、遺族の窓口として何カ所もの団体、宮城県で活動している 団体全部載っているのです。それとホームページの掲載、そしてラジオとかボランティア 団体の冊子などもあるので、そういうところから本当にきめ細やかにいろいろな方法でや っていくことによって、遺族が選択できる。どの手段で選べばいいかということを、遺族 自身が選んでつながっていくことが大切だと私たちは思っていまして、遺族の情報を流し て、遺族に訪問したり、郵便に出したり、そしてこんなのありますよとリーフレットが届 けられてもどうしようもないのです。そういうことはやめていただきたい。警察庁の方が きょうはいらっしゃっていると思うのですけれども、ぜひここだけは守っていただきたい と思っております。今の情報で結構ぎりぎりの範囲だと思っています。グレーゾーンだと 私は思っているのです。事情聴取からとったものだと思うのですけれども、それもはっき り言えば遺族に確認していないと思います。これはこうやって使いますよとは確認はとっ ていないはずなのです。私もとられていないので。それを踏まえれば結構今、健康問題と か借金問題とか年齢とか出ていますけれども、あれでぎりぎりだなと私は思っています。 これ以上に細かく遺族の情報を決して流さないでいただきたい。個人情報保護法違反その ものだと私は思っています。ここに関しては、この会議の最後というか、絶対にこれだけ はと思ってきょうは参加しました。ぜひ守っていただきたい。遺族支援をしますとか、自 殺予防をやります、防止します、助けるのだから何をやってもいいというものではありま

せん。ぜひ守っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○樋口座長 ありがとうございました。

続きまして中山委員、お願いいたします。

○中山委員 私からは、ぜひとも要望をお願いしたいなと思っております。先ほどの御対応の状況ともかかわる話なのですけれども、まず紙としては1枚紙なのですが、要望の背景とか、あるいは各自治体からお声を直近の状況でたくさん聞かせていただいておりますので、多くの自治体の声だということで受けとめていただきたいと心から願っております。

まずもって前回、自治体の対策の計画の義務づけをということでお願いをして、お話がありましたようにそれを盛り込んだ議員立法が成立したということで、政府の御理解もあったかと私は思いますし、政府側としての支えもあったかと思います。本当にありがとうございます。自治体側も今後より一層しっかりとやっていかないといけないということで、改めてしっかりとやっていきたいと思っております。

その上でということなのですけれども、ぜひとも申し上げたいのが、この地方分権の時代にそういった計画の義務化をしないといけないほど、この問題が国家的に最重要な課題であるということだと思うのです。そして、そのためには自治体側の自覚というのはもちろん必要だし、自治体側としても精いっぱいの財政支出も含めてやっていかなければいけないというのは、これは広く自治体で周知もして、自治体としてもできる限りの負担をしながらやっていこうということで、私としてもそう思っているわけですけれども、同時に、だけれども、法案にもあるように対策を促していくための支援スキームというのも、引き続き国として重要であるということも同時に言うまでもないことだと思うのです。

言いたいことは、にもかかわらず、助成、特に基金について、基金以外のいろいろな体制のお話がありましたが、これも本当にありがとうございます。心から自治体としても感謝します。他方で基金なのですけれども、助成メニューが26年度は全部10分の10であったのに、27年度から一定の自治体負担が出るようになった。さらに28年度が総じて補助の率が少なくなって、自治体の負担がふえている。これは追加資料で出している部分なのですが、これは大変困惑を正直しています。多くの自治体が困惑をしているということで、基金に関しては正直言って国会と政府の姿勢が真逆になっていないかと思うわけです。

具体的には追加の資料を見ていただいたらと思うのですけれども、27年度と28年度の補助金のメニューと支援の割合の状況が比較してわかるようになっていますが、総じて言って政府の支出を減らして、かつ、同時に目まぐるしくメニューが変わっています。10分の10の部分が少なくなって、2分の1が広がって、4分の3がなくなっているということなのですけれども、単純に補助率に変動があること自体、自殺対策というのは効果がすぐ出るものではなくて、長期的に、戦略的に、かつ、地道な対策が計画立って必要である。効果がすぐ出るわけではないからこそ、地道な戦略的な計画が必要であるのにかかわらず、長期に展望しづらいわけです。そのようなことがある。

加えて負担が重くなっているということについてなのですけれども、例えば今日、死亡

理由の第1位を占める若者の自殺の問題に対する対策についても、27年度までについては 10分の10であったにもかかわらず、負担が出てきているということであります。

これからやろうとする自治体にとっては、若者対策ももちろんそうなのですけれども、 さらに言うと例えば啓発をしていくところから始めようかという自治体もあると思うので すが、それについても、これは27年度からなのですけれども、2分の1になっているのは 何かどういうことかなと。

まず要は今回、法律の中で義務化をしようということになった理由の大きな1つは、自治体間の格差を減らしていこう、やる気のあってやれている自治体はやるのだけれども、やる気があるのだけれども、やれていない自治体がやれていない。その格差が広がっているというのはどのようなものだということも背景に義務化ということが出てきたことからすると、それにまさに逆行するようなことであります。やれていないところをどう支援するかということが大切なのに、それが啓発からだったら啓発からやらなければいけないのに、それに負担が出てくればむしろなおさらやられなくなる。このことは、どうしても理解しづらいし、このように27年度から28年度でより負担が出てくる、かつ、ころころ変わるということについては、自治体間の格差が広がってしまうということにつながるのではないかということで、大変困惑をしているところであります。

そういう意味で国会と政府、今後、国、政府サイドにおいても体制を整えていただいて していただくということなので、そこら辺の実情も十分自治体の側から聞いていただいて、 そして安定的に、かつ、負担をできるだけ、特に初めてやろうとするところとか、そうい ったところはできるだけ負担をまずは軽くしていただきながらやっていくということは、 ますます厳しい自治体の財政事情の中で大切なことだからやるのですけれども、背中を押 していただくためにも必要だと心から願っております。

計画をつくれとなっても、計画の空洞化につながらないように、充実した計画が各自治体でやる気を持って長期に展望を抱いてできますように、そんな後押しをぜひ国におかれてもお願いしたいと、これは心から多くの自治体の声としてありますので、それを伝えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。そして、今回の法案の成立、重ね重ね政府におかれても本当にありがとうございました。

以上です。

- ○樋口座長 ありがとうございました。 その次は渡辺委員、よろしくお願いします。
- ○渡辺委員 渡辺でございます。

私からは、私が今、会長をしております公益社団法人日本精神神経科診療所協会の自殺対策活動について、活動状況を報告させていただきます。

我々の協会のもとには各地区に地区協会がございますので、各地区の地区協会がそれぞれの活動もしておるわけですが、今回の御報告は、日本精神神経科診療所協会としての活動ということでございます。

ここにありますように、我々平成25年度に自殺対策プロジェクトチームというものを発足させております。この1年前の平成24年から、毎年2月に自殺予防対策講演会を開催しております。今回第5回目を終わらせたところでございます。第1回目が「自殺予防における精神科医療への期待」ということで、こちらの委員でもある清水委員、本橋委員にも講演をいただいております。その後、2回目には「過量服薬・大量服薬と自殺予防」、3回目に「ゲートキーパーと精神科医療との連携」。このときには斎藤委員も一緒に出演していただいております。4回目には「救急医療における自殺未遂-過量服薬、自傷行為をめぐって」、そして、ことし2月の終わりに「かかりつけ医と精神科診療所との連携」ということでやらせていただいております。この講演会には、いつも厚生労働省の精神・障害保健課長様にも出ていただいて、御挨拶をいただいているところでございます。

現在、我々は会員クリニックでの自殺の実態調査というものを行っております。平成19年から埼玉県が始めたのですが、平成26年からは埼玉県、神奈川県、滋賀県の三地区協会で実施しております。今回平成26年7月から27年6月までの調査、会員の診療所で自殺が判明した場合、その内容を検証するということでございます。かなり会員にとっても負担のかかる調査ではございますが、速報としてこのようなことが出ております。63人の内訳でやはり男性が少し多い。平均年齢48歳。そして受診から自殺までの日数は、1週間以内が多い。これも1つの課題だろうと思っております。診断的に見ますと気分障害が多いということ。それから、自殺の企図の有無なのですが、実は自殺企図のない方のほうが圧倒的に多い。これも1つの特徴かと思っております。わかりにくいというところになるかなと思います。それから、自殺の方法としては縊首が多いということがわかっております。こういったことを検討していこうと思っております。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございました。

これまでの資料提出をいただきまして、説明をいただきましたが、事務局あるいは各省のオブザーバーの皆さんから、何らかのコメントがございましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。もし御発言がなければ先に進みますが、もし一言いただければ。

〇安田次長 先ほどの中山市長からの御発言ですけれども、私どもずっと自殺対策を考えるときに、自殺対策というのはそもそも国の事務なのか、地方の事務なのかという、釈迦に説法かもしれませんけれども、あると思うのです。純粋に国の事務で省とか外交のような形のものであれば、国の機関が直轄してやるということなのだろうと思いますけれども、少なくとも今、現行の自殺対策基本法の考え方で言えば、特にそういう整理ではないだろうと思います。国は国で内閣府としてやるべき事業というのはやっているわけでございますけれども、地方で行われているものは、そういった意味で言うと法定受託事務でもなければ、基本的には自治事務なのかなと理解をしているところでございます。

4月1日から改正された基本法のもとでどのように考えるかというのは、私どもコメン

トする立場ではないのかもしれませんけれども、少なくとも現行ではそのような立場かなと思っているところでございます。

したがいまして、そういった意味では10分の10国が持つということは、事務の性格上は そういったものではないのだろうなと思っているところでございます。しかしながら、緊 急の自殺対策ということで、これまでですと補正予算で取ってきたということで、基金を 造成するという形で、少なくとも立ち上げの時点といいますか、そういった緊急性の高い ものについては補正予算におきまして基金を積んできたのですけれども、これはある意味 ではそれこそ恒常的なものではない形であったわけであります。

そういった中で、何とか私どももこういった自殺対策というのは、御指摘のとおり持続性のあるべきものであるわけでありますので、そういった中でこういった補正でそのときの当座の必要性に着目をして、予算を何とか補正に積んでいただいてというような形ではなくて、持続的に取り組めるように当初予算化を目指してやってきたわけでございます。

昨年といいますか、27年度の予算についてもトライをしたのですけれども、なかなか難しかったですが、とりあえず26年度補正予算において25億という交付金を獲得して、27年度も執行できるような形でとってきたわけであります。何とか当初予算を獲得しようということを議員の先生方からの強い要請もございまして、私どももそういった思いで当初予算化をしてきたということであります。

28年度の予算編成に関しましては、とにかく第1の優先順位として当初予算化をして、 持続的、継続的、恒久的に自殺対策が取り組めるような予算の体制を組まなければならな いということを、まず第1に取り組んできたわけでございます。

それと同時に、事業規模というものも確保していく必要があろうということで、事業規模として自殺対策を後退させることのないようにという思いで、これもまた先生方の強い要請もございましたけれども、私どももそういった思いでやってきて25億が当初予算化されたわけでございます。

緊急対策ということで取り組んできたときと、今回は緊急対策ではなくて地域自殺対策強化交付金という形で緊急度がないわけであります。そういった中で取り組んでいるものでは、おのずと性格も変わってくる部分が当然あるだろうと思っているわけでございます。また、補助率に関しましても緊急対策で取り組むということの場合と、当初予算化されたときの補助率の考え方というのは、これもまた違ってきて、国の予算編成の方針から言えば当然変わってくる部分があるということでございます。

そういった意味で地方の事務に対して交付金ということであれば、2分の1がむしろ原則であるのが通例でございまして、そういった中でも激変緩和の部分もありますし、地方に負担を負わせるのはふさわしくないだろうと思う部分については、10分の10あるいは3分の2という形でとらせていただいたわけでございます。寡聞にして、私自身は4分の3補助というものが当初予算でついているようなものの事例を知らないので、もし御案内であれば御教示いただきたいですけれども、そういったことで取り組んでまいったというの

が現状でございます。

○樋口座長 簡単にお願いします。

○中山委員 関連して、審議官が言われるのはよくわかるのですけれども、国か地方か冒頭ありましたが、法律や大綱で言うように、国も地方もみんなで力を合わせてやっていかなければいけない課題だという整理だと思うのです。その中で国として今、縷々お話いただきましたように、基金の当初予算化を初めとしていろいろなことで御努力いただいていることは、これは率直に心から感謝します。本当にありがとうございます。

その上でということなのですけれども、国の役割、任務としては、国と地方と分けて考えたときに、地方は現場でいろいろやるわけです。現場でやることについて、現場でやれる基本を支えていただくことが1つと、もう一つ、先ほどのところで言いたかったのは、要は地方が現場でやられることを支えると言ったときに、この課題というのは地方間で余り濃淡があってはいけないことだと思うのです。ある地方は頑張る。ある地方はほとんどやらないということがあっていいのかということを問題意識として持っているから、その濃淡をよい方向でなくすことも国としてお支えする役割の重要な1つなのではないですかということで義務化がある。その中でそうなるように助成の率のつけ方についても戦略性を持って、例えばやれてない自治体入っていきやすいようなものをより高い助成率にするとか、そのような戦略性をもってやらないといけないのが国の役割でもあるといったときに、今回の助成率の変更についてはそこがよくわからないのです。くるくる変わったり、あるいはメニューも大切なものが高い負担があったりとかいうものはどうなのでしょうというものを、地方の声としてお伝えする。

もう一つ言いたいのは、国のほうがいろいろ原則として、原則2分の1なんだとか、あるいは4分の3はどうかという、それは慣例的なやり方としては一定わかるのですけれども、27年度やっていただいて、それをどう検証されて、大切なのは民間のお声も含めて、どう現場のお声を吸収して今回の28年の助成率に反映していただいたかということだと思うのです。現場の声をどれだけ聞いていただいたか、そこなのです。

だからこれというのは、現場と国と一緒になってやっていかなければいけない対策であるときに、現場の声を聞いていただいたのだと思うのですけれども、私は余り聞かないので、どう聞いていただいて検証して、今回の助成率につながったのか。国同士で財政当局との間だけ決められたことになっていないか。そこのところも問いたいのです。だから今回新しい体制になって、現場と一緒になってしていただく中で、現場の声がよく国に伝わって、そして、その上で一緒になってどうだと。最終的にはもちろん国のほうでお決めになるということだと思うのですけれども、そこら辺の現場本位の手続のあり方というのは、対策の性格から見て非常に重要だと思いますので、その点もベースはすごく感謝しているのですけれども、言い方が短い時間の中なので、とがった言い方になってしまうかもしれませんけれども、それはお許しいただきたいのですが、そのこともぜひ受けとめていただいて、今後の中で反映していただきたいと思っております。

○樋口座長 ありがとうございました。 武井委員、簡潔にお願いします。

○武井委員 まさに同じテーマなのですが、実は私、先ほど全国の弁護士会の協議会で予算について心配されているというお話をしたのですが、そのときはまだ実は若者が3分の2になる案があることを知らないでとんちんかんなことを言ったような感じですが、実はこれ、今、中山市長が言われたように当初予算でやっていただくことについては、この協議会でも私は大変評価できると報告いたまして、期待できるのではないか。だからどのような補助になるのかとか、そのような中身はわからないけれども、期待を込めていこうということも話しました。

ただ、ちょうど私は失礼ながら中山市長とか清水さんの名前も出して、もしそれに反するようなことがあれば、いわば徒党を組んで会議で暴れようではないかという話まで実はしたぐらいなのですが、これを見てびっくりしたのですが、これは実を言うと内閣府から厚労省に移管するので、どのような形で決めていくのかわからなかったのですが、これは結局内閣府で案をつくって、それを厚労省が実行するというイメージなのかというのが1つと、今、中山市長が言われたように、いろいろな意見をこういう会議の場などでも出されていますし、あるいは各現場で悩んでいるというのは私も全国の弁護士会から聞きましたので、そういう意見がどうやって政府のほうで、内閣府でも厚労省でもいいのですが、据えられていって、参考にされるのか。これは非常にわかりにくい。

要するに中央省庁でこれは重要そうだからということで、あるいは極端に言えば補助金は2分の1が当たり前なんだという言い方をされると、本当に非常にがっかりするというか、そういうことではないのだろうと思うので、今度の改正法の趣旨も踏まえてぜひ、案ということで出ていますけれども、これを絶対にするのではなくて、多くの意見をとり上げてよりよいものにしていただきたいと思うのですが、どういう過程でこれができたのか。先ほど若干の説明がありましたが、現場の声なり、あるいは厚労省と内閣府の関係なり、御説明をいただければありがたいと思います。

○水本参事官 それでは、私から経緯などについて御説明をさせていただきます。

まず中山市長から追加提出をお出しいただいた補助率の資料でございますけれども、28年度につきましては御承知のとおりまだ予算案は国会で審議中でございます。したがって、まだ確定をしていないものでございます。ただ、予算が通るのを待ってから自治体の皆さんに補助率等をお示しして作業いただきました。執行が非常におくれてしまいますので、内々のものとして今、政府予算案として出しているものがそのまま国会でお認めいただければ、このような形を考えておりますということで事前に内々にお示ししたものであるので、取り扱いは御注意いただければと考えているところでございます。

その際に補助率の考え方ということでございますけれども、先ほど審議官からもお話を させていただきましたとおり、補助率自体、当初予算化をするに当たって、なかなか補正 予算のようにどんどん10分の10というのはなかなか難しいというところは、財政当局との 折衝でも話があった中でございます。その中でどういうものをより大事であるかということを議論いたしまして、その際にはこの会議とは別に、検証評価の有識者の会議でいろいるな御意見をいただいております。それから、先ほど資料2で御説明させていただきましたが、中山市長などからもできるだけ弾力的に使えるようにしたいというお話もありましたので、そういったようなことも踏まえて、例えば若年層の部分は少し上げるべきではないかとか、法律が出ているということを踏まえて計画を策定するというものを少し上げるべきではないかとか、評価モデルについてもできるだけ柔軟に、自治体ごとの判断に基づいて、これは重点的にやるべきだと判断されたものについては少し順位を上げるべきではないかという議論をして決めていったものであります。

京丹後市を初めとして、自治体の皆さんの御努力は非常に我々としてもありがたいと思っておりますし、一方でまだ余り取り組みが進んでいない自治体もどんどん進めていただきたい。これも委員のおっしゃるとおりだと我々は考えております。ただ、その中でできる限り当初予算化という中にあって、ぎりぎりここまではというところで折衝した結果ということで、御理解を賜ればと思っております。

〇安田次長 若干補足をいたしますと、昨年6月でしたか、参議院の厚労委員会で決議をいただきましたけれども、その決議でも地方公共団体の意見を聞くことがございまして、私どもも夏にこの予算編成の前に全都道府県を通じまして、都道府県に市町村の意見も聞いていただいてということで意見を聞かせていただいているところでございます。そういったことを踏まえて予算を使わせていただいております。

また、この予算はもちろん内閣府で責任を持って予算要求させていただいたわけでございますけれども、その過程においては厚労省さんとも常々協議をさせていただいているところでございます。

- ○樋口座長 斎藤委員、どうぞ。
- ○斎藤委員 この対策を都道府県に託すということに私は賛成です。それは私ども自殺予防学会の総会をおととし、去年、秋田と青森でいたしまして、非常にいい内容の総会でした。それはやはり地方でなければ見えないものがあるのです。英国の学者のステンネルが、自殺は地方でしかできないということを50年前に言っているのです。やはり地方で取り組むことがこの活動をより有効なものにする。そういう意味で賛成をいたします。
- ○樋口座長 よろしいでしょうか。ほかに御発言ございますか。杉本委員、どうぞ。
- 〇杉本委員 私は前回会議で、遺族の方たちが必要とするであろう情報を必要とされる 方々に適切な方法で広くあまねく届くような方策を考えていただきたいということを意見 として申し上げました。そのことに対してきょうは回答をいただいたのですけれども、先 ほど田中委員から、遺族の方たちの個人情報が丁寧に扱われないのではないかという大変 強い危惧の御意見がありました。それは本当にそのとおりだと思います。具体的に何かそ のようなことが起こり得るようなことを既にお考えなのか、実際にあるのかどうか、心配 なので聞かせていただけたらと思います。

- ○樋口座長 お願いします。
- ○水本参事官 先ほども御回答させていただきましたとおり、自死遺族の方の交付金を使って支援をさせていただいておるところでございますけれども、それに当たって何か自治体で無理やり力づくで手を突っ込んでやるとか、ましてや個人情報を何か力づくで集めるとか、そういうことではもちろんございませんで、もちろん自死遺族の方のお考えとかお気持ちを十分配慮した上でお手伝いできることがあれば、そういったような形で支援をさせていただくものであると考えております。
- ○樋口座長 ほかにはよろしいでしょうか。渡辺委員、どうぞ。
- ○渡辺委員 清水委員から提出されました自殺対策基本法の一部を改正する法律案の概要 であるとか、新旧対照表なのですが、これは国からの資料ということではないのでしょう か。
- ○水本参事官 議員立法でつくられたものでございます。もちろん我々も担当部局として 資料をいただいておりますけれども、本日、この法案に深くかかわられている清水委員か らも資料をお出しいただいておりますので、清水委員と資料がかぶってもいけませんので、 我々の資料としてはお出ししなかったところであります。
- ○渡辺委員 といいますのは、我々はこれを国からの資料として取り扱いをしてよろしいでしょうか。
- ○清水委員 この資料は、参議院法制局のホームページにアップされているものをダウンロードして、私は自殺対策を推進する議員の会のオブザーバーという立場でもあるので、それでこの配付資料を御用意させていただいた次第です。ですのでこれは参議院法制局が既に公表しているデータという扱いです。
- ○渡辺委員 そうしますと、その後の自殺対策基本法の改正にかかわる経緯というのも、 同じように扱ってよろしいでしょうか。
- ○清水委員 こちらに関しては、自殺対策を推進する議員の会のホームページにアップされているデータになっています。
- ○渡辺委員 了解いたしました。そのあたりを書いておいていただくと我々の会の中で扱 うときに扱いやすくなると思いますので、よろしくお願いします。
- ○安田次長 ですから立法府の資料ということで、行政府の資料ではないということで御 理解いただければ、議員立法でございますので、よろしくお願いします。
- ○樋口座長 清水委員、ありますか。
- ○清水委員 2点ありまして、まず1点が交付金の話です。内閣府として予算要求する最後の来年度予算要求において、この交付金を当初予算で入れてくださったというのは、今後、厚労省に業務移管する際の最大のと言ったら大げさかもしれませんが、物すごく大きな財産になるだろうと思っています。これから先、厚労省が予算要求をする際にもし内閣府で最後の予算要求が補正であったとしたら、厚生労働省が初めて予算要求する際にまた補正になってしまいかねなかった。厚生労働省が最初に予算要求するときに補正で要求し

てしまうと、恐らくそれはずっと補正でいくか、補正が途中で切られるかというようなことになりかねなかったので、その意味で厚労省に業務移管する際に、その直前の予算要求において当初予算で要求していただいたというのは、本当にこれは感謝を申し上げたいと思います。

あわせて、それに加えてということで中山市長もおっしゃっていて、私もそれに加えてということではあるのですけれども、きょう前回の御質問に対して御回答いただいた資料2の番号4のところで御回答いただいているので、まさにこの方針に沿って今後ぜひ御検討いただきたいと思っているのですけれども、つまり運用に当たっては地域の実情に応じた事業が実施できるように配慮していくということですので、ぜひこの点を踏まえて今後またしかるべきときに御検討いただけたらと思っています。これが1点です。

もう一点は、田中委員の要望書の中でありました地域自殺対策推進センター (仮称) の 自死遺族の情報収集についてとありますが、これは先ほど杉本委員からの御質問と私も関 連するのですけれども、私も知る限り、自死遺族の情報を収集すべきという議論があった とは記憶していないというか、私はそういう議論に接したことがないのですけれども、こ れはどこかで実際にこのような議論が行われたのでしょうか。先ほど内閣府のほうでは特 にそういうものはないということだったのですが、田中委員が御懸念を示す根拠というの はどういうところなのか、ぜひお伺いできたらと思っています。

○田中委員 現に厚生労働省ではなくて参議院の厚生労働委員会のときに、案として出さ れたものがあると思います。それはライフリンクさんの清水さんが一番御存じかなと思う のですけれども、議員連盟と一緒に出されたものだと思うのですが、そのときに出された 案の中に警察等と協力してと書かれてあると思うのです。赤いので記してありますけれど も、それが決定されたときに、そこは削除されていたようには記憶しているのですが、9 項目めです。清水さんたちが出された参議院のところに出されたものです。厚生労働委員 会に提出された資料です。去年6月だと思うのです。そのときに9項目のところに私の出 した資料に書いてある、それはコピーして張りつけしたものなのですけれども、そのよう に載っているのです。それが私たちにとっては情報の一元化、集約とあったと思うのです けれども、そのことについては去年6月にこの資料を見たときからずっと遺族たちの間で 一元化、集約とはどういうことなんだということで非常に危機感を抱いていまして、そし て私は前回出なかったのですが、前々回のときに遺族に情報を正確に伝える、というか全 ての遺族に伝えたいということで、変な話、漏れなく遺族になった人に情報を伝えたいと いうことで、一元化、集約化するんだという話で清水さんはされたと思うのですけれども、 それもだから別の方法で伝える方法があるのではないかという話をさせていただいたと思 うのです。私たちの中ではそれがされなければいいですけれども、そういう案があったと いうことです。それがいかようにも解釈される。警察等の協力を得て一元化、集約化する ということです。それは清水さんがあのときおっしゃったのは、そうではないと遺族に伝 えるためにそれを一元化、集約化するんだという話だったのですけれども、それがいろい ろな解釈をされてしまうと困るなと私たちは思っていまして、ここであえて再度、以前に も出したものですけれども、こういうことをしないでいただきたいということで、今回改 めて出させていただいた次第です。

○清水委員 正確を期すために決議のものが私の手元にあるので、ここで確認しますが、 自死遺族等支援に関する情報を一元的に集約するとしているわけであって、自死遺族に関 する情報という文言は一切出てきていないです。これは案の段階でも当然出てきていませ んし、先ほど田中委員が後に削除されたとおっしゃられていた、これは案の段階から削除 されていません。このままです。その案の段階から自死遺族等支援に関する情報を一元的 にということなので、遺族に関する情報ということは一切、議論の過程でも出てきていな いと思います。

○田中委員 ごめんなさい、この赤文字でこうなっている警察等と協力して整えるべきであるという文言は、清水さんが出されたものをそのままコピーして張りつけしたものなのですけれども、私にはこういうもので案が入っているので、これをそのまましたものなのです。ここにこうなっているのは。当初6月の前の段階、出される前のときの案の段階で私のほうに入ってきた情報で、このまま出されていって、清水さんがどこかに多分掲載されている、自宅に帰ればわかりますけれども、掲載されているものだと思っております。

いわゆる私たちが危機感を抱いているだけなので、これがないようにしていただきたいということです。こういうことは絶対にしないでいただきたいということで、ここにあえて、再度、これは前々回にも出したと思うのですけれども、あえてまた出させていただいたという次第でございます。

○清水委員 私自身はまだまだ遺族支援に関する情報のみならず、さまざまな相談機関に関しての情報の周知徹底というものが十分にし切れていないと思います。ですので、そうした情報弱者に対して適切に、的確に情報を伝える手段をしっかりとシステムとしてつくるというのは不可欠だと思います。

同時に、田中委員が今おっしゃられた遺族に関する情報が警察から行政サイドに提供されて、例えば先ほどお話された手紙を送るとか、訪問するとか、そういうことは当然あってはならないわけであって、これは基本法の中にもしっかりと遺族だったりの名誉を守るという部分は条文として、これは現行の法律にもありますし、それは改正法にも当然引き継がれているわけですので、そうしたことはあってはならないというのは当然のことだと思います。それは関係者もこれまでの議論の中で、それは当然のこととして共有していると私は考えています。

○田中委員 ありがとうございます。

前に、ここだけの資料にしてくださいと杉本さんが配付した事故物件のサイトの問題がありまして、そういうことがどこから流れているのかわからないけれども、結局、亡くなって事情聴取を受けて死亡届を出す手前の3日ぐらい、葬儀が終わるか終わらないかのところにそのサイトに掲載されているのです。もはや既に住所も、その物件の写真も既に掲

載されている。ということは、どこからか流れているわけなのです。そういうことがあるので、今後一切注意を払っていただきたいということです。それで資料を再度提出させていただきました。

○樋口座長 趣旨は皆さん共有できていると思います。言葉の問題、今、清水委員が説明 されたように、これは自死に関する情報ではなくて、自死遺族支援という言葉で使われて いたというところだけれども、今、田中委員の言われていることは当然のこととして皆さ ん共有できる。これはここでも改めて皆さんで確認できることと思います。

- ○田中委員 ありがとうございます。ぜひぜひよろしくお願いいたします。
- ○樋口座長 それでは、そろそろ時間が迫ってまいりました。本来ですときょうが内閣府での連携会議が最後になるので、お一人お一人にこの間の御感想と御意見を頂戴しようと思っていたのですが、ちょっとその時間がなくなってしまいました。大変残念で、申しわけございません。

本日の議題は以上でございます。1つ、第5回の会議の議事録について、皆様からの修正を反映したものを事務局から配付させていただいております。もし特段、御意見がなければ、これをもって確定とさせていただきます。

また、今回の議事録につきましては後日、事務局より個別に確認をさせていただく。この会議という形ではとりませんので、個別で確認をさせていただきたいと思います。

私たちの任期も3月をもって満了となります。本当に長い間いろいろな御意見を出していただきまして、私の感想としても冒頭申し上げましたが、ようやく平成10年、急増する前に戻って、ようやく、これはある意味では原点に戻ったのかなと。ここからが本当の意味での自殺対策の真価が問われていく。まさにこれからどのような政策を打ち、あるいはどのような協力連携を持って日本全体として自殺の対策というものを実行していくか。それがこれからある意味ではスタート地点に立ったのではないか。それがこれからは厚労省に移って、その意味でも一からのスタートになると思いますので、引き続き私どももそれぞれの立場でできること、協力できること、そういったことについては今後とも大いにできるだけのことをやっていきたいと思いますので、委員の皆様におかれましても、これまで存分にいろいろな活動をしてこられておりますが、引き続きまた今後もよろしくお願いしたいと思います。

私からはそういうことでございまして、事務局から何か、よろしゅうございますか。一 言どうぞ。

○安田次長 私も2年余りの間、この自殺対策を担当させていただきまして、4月1日から厚生労働省に移管になるわけでございますけれども、その最後を自殺対策をやってきて2万5,000を切ったという数字で迎えられること、それと先ほども御指摘がございましたけれども、しっかりと当初予算をとって厚労省さんに引き継げるということは、ささやかながら喜びとするところでございます。本当に皆様方には御指導いただきまして、ありがとうございました。今後ともまた立場は変わるかと思いますけれども、自殺対策については

またそれぞれの立場で取り組んで、また御協力をさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○樋口座長 それでは、これをもちまして第6回自殺対策官民連携協働会議を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。